

R5.4.1 適用

南伊勢町低入札価格調査実施要綱(平成17年南伊勢町告示第57号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の額の算定は、別表第1に掲載した算定方法による。ただし、その割合が<u>10分の9</u>を超える場合は<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とする。</p> <p>3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格として、重点調査基準価格を定める。この場合において、重点調査基準価格は、<u>予定価格の10分の7.5とする</u>。</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第6条 前条の入札が行われた場合には、事業課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次の各号の内容の調査を行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格に<u>100分の110</u>を乗じて得た額が、重点調査基準価格以上の場合は、<u>第2号から第9号</u>までの内容についての調査を省略することができる。</p>	<p>(基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の額の算定は、別表第1に掲げる算定方法による。ただし、その割合が<u>10分の9.2</u>を超える場合は<u>10分の9.2</u>とし、<u>10分の7.5</u>に満たない場合は<u>10分の7.5</u>とする。</p> <p>3 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格として、重点調査基準価格を定める。この場合において、重点調査基準価格は、<u>別表第2に掲げる算定方法による</u>。</p> <p>4 <u>失格基準価格とは、調査基準価格を下回った場合において、契約の内容に適合がなされないと判断される価格をいい、失格基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施せず失格とする。失格基準価格は、別表第3に掲げる算定方法による。</u></p> <p>5 <u>前3項の算定について、各経費の割り振り方法は別表第4のとおり取扱うものとする。</u></p> <p>(調査の実施)</p> <p>第6条 前条の入札が行われた場合には、事業課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次の各号の内容の調査を行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格に<u>100分の110</u>を乗じて得た額が、重点調査基準価格以上の場合は、<u>第5号から第14号</u>までの内容についての調査を省略することができる。</p>

R5.4.1 適用

(1) その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収)

(2) 契約対象工事付近における手持工事の状況

(3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)

(5) 手持ち資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持ち機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) (略)

(10) (略)

2 前項の調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者については、開札後速やかに、見積内訳等の検討に係る判断基準について(別表第2)を踏まえ、低入マニュアルに基づく調査資料の提出を求めることとする。

3 入札価格に100分の110を乗じて得た額が、重点調査基準価格未満の場合は、当該価格で入札した工事が施工できる理由(様式第1号)を提出することとし、落札候補者となった場合は低入マ

(1) 当該工事が入札価格で施工できる理由

(2) 入札金額の積算内訳

(3) 下請け業者との関係(見積書含む)

(4) 配置予定技術者名簿

(5) 安全対策の取り組み

(6) _____ 手持工事の状況

(7) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(8) 手持ち資材の状況

(9) 資材購入先一覧(見積書含む)

(10) 手持ち機械数の状況

(11) 労務者の確保計画

(12) 工種別労務者配置計画

(13) (略)

(14) 建設副産物の排出地

(15) (略)

2 前項の調査基準価格を下回る価格で入札を行った落札候補者については、開札後速やかに、見積内訳等の検討に係る判断基準について(別表第5)を踏まえ、低入マニュアルに基づく調査資料の提出を求めることとする。

3 入札価格に100分の110を乗じて得た額が、重点調査基準価格未満の場合は、当該価格で入札した工事が施工できる理由(低入マニュアル様式第1号)を入札時に提出することとし、落札候補者となった場合は低入マ

R5.4.1 適用

ニュアルに定める資料を提出させることとする。

4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、事業課長は、南伊勢町低入札価格審査会(以下「審査会」という。)に諮った上で、落札候補者に加え、他の低入札者にも同時に調査資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、第4条の周知事項に加え、落札候補者及び低入札者(落札候補者以外に低入札者がある場合で、別表第2の1基本的判断基準⑥又は2見積内訳書の判断基準⑥を満足する者をいう。)に同時に調査資料の提出を求める旨を記載するものとする。

別表第1(第3条関係)

略

別表第2(第6条関係)

略

様式 略

ニュアルに定める資料を提出させることとする。

4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、事業課長は、南伊勢町低入札価格審査会(以下「審査会」という。)に諮った上で、落札候補者に加え、他の低入札者にも同時に調査資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、第4条の周知事項に加え、落札候補者及び低入札者(落札候補者以外に低入札者がある場合で、別表第5の1基本的判断基準⑥又は2見積内訳書の判断基準⑥を満足する者をいう。)に同時に調査資料の提出を求める旨を記載するものとする。

別表第1(第3条関係) ※改正前の別表第1相当

別紙改正後別表参照

別表第2(第3条関係) ※新設

別紙改正後別表参照

別表第3(第3条関係) ※新設

別紙改正後別表参照

別表第4(第3条関係) ※新設

別紙改正後別表参照

別表第5(第6条関係) ※改正前の別表第2相当

別紙改正後別表参照

様式 略